

設備投資促進貸付のご案内

既存設備の更新や、生産能力の向上に向けた機械・設備の新設又は増設など、幅広い設備投資を支援します

1 融資対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者で、かつ次の(3)又は(4)のいずれかに該当する方

- (1) 県内で事業を営む方
- (2) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方
- (3) 新製品の生産、新規事業への進出のため、機械・設備の新設・増設を行う方
- (4) 事業の効率化や改善・継続などのため、老朽化した機械や車両の買替え等、既存設備を更新しようとする方

2 融資条件

| | |
|--------|--|
| 融資限度額 | 3億円 |
| 融資利率 | 年0.70% (固定利率) |
| 融資期間 | 10年以内 (うち据置2年以内) |
| 資金用途 | 設備資金及び設備投資に伴う運転資金 ただし、土地のみの購入は原則として融資対象としない |
| 担保・保証人 | 保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要) |
| 信用保証 | 必要に応じて保証を付ける (ただし、企業の保証限度額は、1企業2億8,000万円) <u>保証料軽減措置 (基準料率から2割軽減) を受けることができます。</u> |
| ポイント | 設備投資に伴って必要となる運転資金についても、融資対象になりますが、この場合の運転資金は、設備資金の金額未満とします。 |

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。